

道路運送法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、道路運送法施行令について所要の改正を行うものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする事。

(附則関係)